

令和4年1月31日

## 新型コロナウイルス感染症対策について

出雲北陵中学・高等学校  
校長 水谷 厚志

島根県が「レベル2」に相当する感染状況となっていることから、県からの通知を踏まえ、本校での感染症対策について、以下の通りとします。ご理解ご協力の程よろしくお願ひいたします。期間は、当面の間とします。

感染状況は日々変化しており、今後の対応についても変更が予想されます。その際には、できるだけ速やかにHPやメールにてお知らせしますので、ご確認をお願いいたします。

### 1. 生活について

- (1) 自身に発熱等の風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合、及び同居の家族に同様の症状がみられる場合は、登校せず自宅で休養してください。  
併せてかかりつけ医に相談の上、必要に応じ受診してください。かかりつけ医がいない場合には、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に相談してください。
- (2) 同居の家族が濃厚接触者となった場合や、感染が疑われ検査を受ける場合は、検査結果が「陰性」となってから出校してください。その場合も(1)に従ってください。  
※(1)、(2)いずれの場合も出席停止の措置を取りますので必要書類を提出してください。
- (3) 登校前の毎朝の検温、体温の記録及び風邪症状の確認を徹底してください。また、登校時には、昇降口での手指消毒を行ってください。検温を忘れた場合は、教室に入る前に昇降口等に設置してある非接触型体温計で必ず検温してください。
- (4) マスクの種類や着用方法によっては、飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用してください。なお、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があると言われていますが、着用するマスクの種類によって偏見をもったり差別をしないようにしてください。
- (5) 休憩時間は廊下で滞留することができないようにしてください。併せて、私語や大声を出すことは慎んでください。
- (6) 食事については、自分の席で黙食をしてください。

### 2. 授業について

- (1) グループ学習等、お互いが近距離で活動するものや、近距離で組み合ったり接触したりする活動は基本的に控えます。
- (2) 体育の授業は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動を行うこととします。

### 3. 都道府県をまたぐ移動について

他の都道府県との不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請内容を確認の上、極力控えてください。ただし、生活圏域（通勤・買い物等）に属する隣県一部の地域は除きます。また、やむを得ない事情（入学試験に関わる必要なこと、部活動の公式戦、冠婚葬祭等）により移動する場合は、移動中の感染防止対策に十分留意するとともに、次の点にご理解とご協力をお願いします。

- （1）マスクの着用、手洗い及び手指消毒を徹底すること。
- （2）滞在中は、外食を控えたり、混雑した場所や感染リスクが高い場所へは行かないこと。
- （3）帰県後、一定期間（14日間程度）の特別健康状況確認期間を設け、教職員が直接本人に体調等の確認をさせていただくこと。併せて、本校所定の「特別健康状況確認チェックシート」に必要事項を記入し、担任まで提出すること。

※ 必要に応じ、個別にPCR検査または抗原検査をお願いすることがあります。その際には、検査結果が出るまでは自宅待機（出席停止）とさせていただきます。

### 4. 部活動について

【期間：令和4年2月2日～2月20日（まん延防止等重点措置適用終了予定まで）】

#### （1）大会等への参加

県外への移動を伴う大会等への参加は、公式大会等で、校長が認めるもののみ可とします。特に、緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域等、感染拡大地域で開催される大会等への参加については、下記の①～④をご確認ください。

- ① 主催者及び開催地の自治体が示す感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討します。
- ② 参加にあたっては、生徒本人・保護者の意向を確認します。
- ③ 参加する場合には、必要最小限の人数での参加とします。また、可能なり感染リスクを避ける行動をとる等、万全な感染症対策を講じます。
- ④ 帰県後、一定期間（14日間程度）の健康観察と健康管理について、教職員が直接本人に確認させていただきます。

#### （2）通常の活動

- ① 活動開始前に、顧問など立ち合いによる検温及び健康状況の確認を行います。また、健康状態についての情報を保護者の方と共有します。
- ② 各競技団体や文化芸術団体から感染症対策の強化に係わる方針が示されている場合は、その方針を優先します。
- ③ 可能な限り少人数単位での活動を行います。
- ④ 活動終了後は、感染症対策を取りながら、可能な限り速やかに帰宅させます。
- ⑤ 県内外を問わず、練習試合・合同練習等、他校と交流する活動は禁止します。
- ⑥ 活動時間は、平日90分以内、土日祝日120分以内とします。また、部活動毎に休養日を設けます（週当たり、平日1日以上かつ土日祝日1日以上を基本）。